

## 文京区印鑑条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

文京区印鑑条例（昭和五十年三月文京区条例第三十七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条及び第二条 省略</p> <p>（登録資格）</p> <p>第三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）により<u>区が備える住民基本台帳</u>に記録されている者は、一人一個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>一 十五歳未満の者</p> <p>二 成年被後見人</p> <p>第四条から第六条まで 省略</p> <p>（登録印鑑の制限）</p> <p>第七条 区長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>一 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」という。）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>二 <u>職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</u></p> <p>三 ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの</p> <p>四 印影の大きさが一辺の長さ八ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ二十五ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>五 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの</p>	<p>第一条及び第二条 省略</p> <p>第三条 <u>文京区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）により記録されている者は、一人一個に限り印鑑の登録を受けることができる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号</u>に掲げる者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>一 十五歳未満の者</p> <p>二 成年被後見人</p> <p>第四条から第六条まで 省略</p> <p>（登録印鑑の制限）</p> <p>第七条 区長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>一 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは<u>住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称（以下「通称」という。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>二 職業、資格その他の事項を<u>併せて</u>表しているもの</p> <p>三 ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの</p> <p>四 印影の大きさが一辺の長さ八ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ二十五ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>五 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの</p>

<p>六 その他登録を受けようとする印鑑として適当でないとして区長が認めたもの</p> <p>2 区長は、前項第一号の規定にかかわらず、<u>外国人住民</u>（法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち<u>非漢字圏のもの</u>が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>（印鑑登録原票）</p> <p>第八条 区長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>一 登録番号</p> <p>二 登録年月日</p> <p>三 氏名（<u>氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称</u>）</p> <p>四 出生年月日</p> <p>五 住所</p> <p>六 印影</p> <p>七 前条第二項の規定により印鑑の登録を受けるときは、氏名の片仮名表記</p> <p>2 省略</p> <p>第九条から第十一条まで 省略</p> <p>（印鑑登録原票登録事項の職権修正）</p> <p>第十二条 区長は、<u>法に基づく届出等により</u>、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知つたときは、第十五条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。</p> <p>第十三条及び第十四条 省略</p> <p>（印鑑登録の抹消）</p> <p>第十五条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p>	<p>六 その他登録を受けようとする印鑑として適当でないとして区長が認めたもの</p> <p>2 区長は、前項第一号の規定にかかわらず、法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「<u>外国人住民</u>」という。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>（印鑑登録原票）</p> <p>第八条 区長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>一 登録番号</p> <p>二 登録年月日</p> <p>三 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、<u>氏名及び通称</u>）</p> <p>四 出生年月日</p> <p>五 住所</p> <p>六 印影</p> <p>七 前条第二項の規定により印鑑の登録を受けるときは、氏名の片仮名表記</p> <p>2 省略</p> <p>第九条から第十一条まで 省略</p> <p>（印鑑登録原票登録事項の職権修正）</p> <p>第十二条 区長は、<u>住民基本台帳法に基づく届出等により</u>、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知つたときは、第十五条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。</p> <p>第十三条及び第十四条 省略</p> <p>（印鑑登録の抹消）</p> <p>第十五条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p>
---	--

<p>一 印鑑登録廃止の申請をしたとき。</p> <p>二 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。</p> <p>三 区の区域外に転出したとき。</p> <p>四 死亡したとき。</p> <p>五 氏又は名を変更したため、登録されている印鑑が第七条第一項第一号に該当することになったとき。</p> <p>六 <u>住民票に記録されている旧氏又は通称を変更し、又は削除したため、登録されている印鑑が第七条第一項第一号に該当することになったとき。</u></p> <p>七 第七条第二項の規定により印鑑の登録を受けている者が、住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記を変更し、又は削除したとき（第八条第一項第六号の規定により登録されている印影を変更する必要がない場合を除く。）。</p> <p>八 外国人住民にあつては、法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。</p> <p>九 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。</p> <p>第十六条から第二十二条まで 省略</p>	<p>一 印鑑登録廃止の申請をしたとき。</p> <p>二 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。</p> <p>三 区の区域外に転出したとき。</p> <p>四 死亡したとき。</p> <p>五 氏又は名 <u>(外国人住民にあつては、通称を含む。)</u> を変更したため、登録されている印鑑が第七条第一項第一号に該当することになったとき。 (新設)</p> <p>六 第七条第二項の規定により印鑑の登録を受けている者が、住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記を変更し、又は削除したとき（第八条第一項第六号の規定により登録されている印影を変更する必要がない場合を除く。）。</p> <p>七 外国人住民にあつては、法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。</p> <p>八 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。</p> <p>第十六条から第二十二条まで 省略</p>
--	--

文京区印鑑条例の一部を改正する条例（平成二十七年十月文京区条例第五十号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の文京区印鑑条例第九条の二第二項の規定により交付された印鑑登録カードについては、<u>令和二年七月三十一日までの間、なお従前の例による。</u></p>	<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の文京区印鑑条例第九条の二第二項の規定により交付された印鑑登録カードについては、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードが効力を失うまでの間、なお従前の例による。</u></p>